

思いやりのある社会を目指して

市内には、65歳以上の高齢者が約2万9、600人、何らかの障がいのある人が約5、300人暮らしています。今号では、高齢者や障がいのある人を保護する制度や、私たちに求められている支援について紹介します。

高齢者・障がいの者の権利を守る成年後見制度

認知症や知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分に

ない人は、不動産や預貯金などの財産を管理したり、介護などのサービスを受けるための契約を結んだりすることが難しい場合があります。

また、不利益な契約であっても、よく判断できずに契約を結んでしまうなどの被害に遭う恐れもあります。

このような人を保護するために、

本人の支援者や家庭裁判所が選任した人などが後見人となり、本人に代わって財産や権利を守るのが成年後見制度です。

成年後見制度には、任意後見制度と法定後見制度の2種類があります。

任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、将来に備えて「誰に」「どのような支援をしようか」をあらかじめ契約で決めておく制度です。手続きは成田公証役場で行うことができます。

法定後見制度

家庭裁判所に選任された後見人などが本人を支援する制度です。判断能力の程度や本人の事情に応

思い悩んだら相談してください

じて「後見」「保佐」「補助」の3つに分けられます。

手続きをするためには、本人の住所地を管轄する家庭裁判所で申し立てを行う必要があります。申し立てを行う親族がいない人は、市で支援を行うことができます。

手続きの問い合わせ先

任意後見制度について

○成田公証役場(☎22・1035)

法定後見制度について

○親族が申し立てを行う場合

○千葉家庭裁判所佐倉支部(☎043・484・1243)

○申し立てを行う親族がいない場合

○認知症などの症状がある高齢者
…高齢者福祉課(☎20・1537)

○知的障がい・精神障がいにより判断能力が十分でない人…障がい者福祉課(☎20・1539)

知っていますか

障害者差別解消法

障害者差別解消法とは、障がいの有無に関わらず、お互いの人格

と個性を尊重し合いながら共生できる社会をつくるための法律です。この法律では、次のことを定めています。

不当な差別的取り扱いの禁止

行政機関や民間事業者が、障がいのある人に対して正当な理由なくサービスの提供を拒否・制限するような行為を禁止しています。

例えば、障がいがあるという理由だけでアパートを貸さない、車いすだからといって入店を断るなどが挙げられます。

合理的配慮の提供

障がいのある人の求めに応じて、その人の障がいに合った方法で支援することを合理的配慮といえます。行政機関には負担が重すぎない範囲で配慮すること、民間事業者には配慮に努めることが求められています。

例えば、聴覚障がいのある人に筆談を用いて伝える、視覚障がいのある人に書類を渡すときは内容を読み上げるなどが挙げられます。

できることから始めよう

専門的な知識や経験がなくても、障がいのある人へ簡単な支援をすることはできます。

困っている人を見掛けたら、声を掛けてください。ただし、障が



この種別や程度はさまざまで、必要に応じた配慮が大切です。まずは支援が必要か聞いてみましょう。障がいの種別と必要な配慮(下図)を参考に、私たちができる支援の内容を確認しましょう。

障がいに関する相談窓口

市や県では、次の相談窓口を開設しています。相談料は無料で、秘密は厳守されます。気軽に利用してください。

障がい者福祉課

電話番号 20・1539

FAX 24・2367

ほっとすまいるセンター

障がいについての相談のほか、

日常生活で困っていることなど、

さまざまな相談を受け付けます。

電話番号 27・1106

FAX 27・1065

障がいのある人への差別に関する相談窓口

障がいを理由に差別されたり、

つらい思いをしたりしたら相談してください。

電話番号 043・486・59

91(県印旛健康福祉センター

内)

FAX 043・486・277

7

※くわしくは障がい者福祉課へ。

障がいの種別と必要な配慮

身体障がい

目や耳、手足、身体内部などの機能に障がいがあり、日常生活にさまざまな困難が生じます。



例えば…

- 視覚障がい、周りの状況が分からなくなってしまうことがある
- 聴覚障がい、車内アナウンスなどの音声による情報が入ってこない

配慮の一例

- 「何かお困りですか」と声を掛け、周囲の状況を具体的に説明する
- 情報を求められたら、手話や筆談など、その人が希望する方法で伝える

知的障がい

知能面の遅れがあり、日常生活や社会生活などへの適応が難しい場合があります。



例えば…

- 一度にたくさんのことを言われると、内容が分からない
- 渡された資料に漢字が多いと、理解できない

配慮の一例

- 短い文章で丁寧に説明し、内容が理解されたことを確認しながら対応する
- 資料などにはふりがなを振り、絵や図を使って分かりやすくなるよう工夫する

精神障がい

うつ病や双極性障がい(そううつ病)などの気分障がい、統合失調症、てんかんなどの精神疾患があり、外見からは分かりづらい場合があります。



例えば…

- 人が多い場所や騒がしい場所にいると、パニックを起こしそうになる
- 急に体調が悪くなり、当日の予定を取りやめしてしまうことがある

配慮の一例

- 静かな場所や一人になれる場所に案内するなど、落ち着ける環境を用意する
- 緊張が続き、疲れやすい傾向があることを理解し、丁寧な対応を心掛ける

その他の障がい

他人とのコミュニケーションが苦手な発達障がいや、脳で精密な情報処理ができない高次脳機能障がい、難病を原因とする障がいなどがあります。



例えば…

- 発達障がい、予定外の出来事が起こると、情緒が不安定になる
- 高次脳機能障がい、物事を忘れやすく、失敗が多い
- 難病を患っていることが見た目では分からず、特性を理解してもらえない

配慮の一例

- 障がいの種類はさまざまなので、場面や状況に応じて必要な配慮が異なることを理解し、対応できるよう工夫する